

(様式第1号)

平成26年度 第3回 芦屋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時	平成26年11月19日(水) 午後1:00~午後2:45
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 岩田 弘三 副 会 長 内山 忠一 委 員 麻木 邦子 委 員 岩尾 實 委 員 新谷 勝彦 委 員 高原 利栄子 委 員 津川 雅勇 委 員 夏川 龍也 委 員 西畑 洋子 委 員 船橋 久郎 事 務 局 佐藤 徳治 総務部長 上田 剛 総務部職員課長 長谷 啓弘 総務部職員課労務・給与係長 小山 慶子 総務部職員課労務・給与係課員
事 務 局	総務部職員課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
 - ・会の成立と会議録署名委員の指名
 - ・第2回会議録の確認
 - ・追加資料の説明
 - ・諮問内容の審議
 - ・次回審議会日程の確認
- (4) その他

2 提出資料

芦屋市特別職報酬等審議会(追加資料)平成26年11月19日 一式

3 議事

(1) 会の成立と会議録署名委員の指名

会 長) ただいまから、第3回芦屋市特別職報酬等審議会を開催いたします。本日の会議は、委員10名中10名の出席を得ていますので、成立していることを報告します。

(2) 会議録署名委員の指名

会 長) 次に、本日の会議の会議録に署名していただく方を決めさせていただきます

ます。高原委員と津川委員にお願い致します。

(3) 前回の議事録の確認

会 長) 前回の会議録の確認をしたいと思います。事務局，説明をお願いします。
(事務局，会議録を説明)

会 長) 会議録について，ご意見はございませんか。

委 員) 議事録5ページ目の「集会所トークで・・・」という部分の4行目に，「市民病院が大赤字を出していたものを今では黒字が出る状態に」という部分があります。ただ数字の確証を得ずに発言してしまいました。広報芦屋11月15日号で，減価償却を入れれば3億2千万円の赤字。純粋に現金の入りと出を比べれば黒字になっているということだったので，その部分について訂正をお願いしたいと思います。

委 員) 収支と損益では考え方が違うということ。収支であれば書いている内容で問題ないです。

事務局) それでは「黒字が出る状態に」の前に，「現金ベースで」という文言を加えさせていただきます。

会 長) ただいまのご指摘の点について，それでよろしいでしょうか。
(異議なし)

会議録について，他にご意見はございますか。

(意見なし)

それでは，前回の会議録を承認いたします。

(4) 追加資料の説明

会 長) 事務局は，前回到請求のありました追加資料について説明してください。
(事務局，資料を説明)

(5) 諮問内容の審議および追加資料の質疑

会 長) それでは，諮問内容の審議に入ります。前回の審議会では，特別職の給料と議員の報酬の額について改定するという方向付けまで済んでいますので，本日は具体的な額について審議していきたいと思います。

また，退職手当についても意見書を出さなければなりませんので，給料と報酬の額を決めた後に，退職手当についても審議していきたいと思います。

委 員) 市長が給料月額を変更することで，一般職への影響はありますか。

事務局) ありません。

委 員) 11月17日の日経新聞に，芦屋市の一般職員の給与が東京都に次いで

第2位と出ています。明治や大正といった昔の話をさせていただくと、資本主義が導入された時に親方と一般社員の賃金の差は30倍から100倍程度、平均でいうと50倍程度ありました。今上場企業のトップの人の平均給与が7000万円から8000万円とされています。翻って地方公務員の状況を見ると、トップと一般職の責任度合は全然違います。24時間365日ほとんど休みなし、時間外に勤務をしても手当はつかない、いろいろな会議に出なければいけない、日曜も祝日もほとんどありません。その人と完全週休2日制で5時になったら帰れるような人と給料が倍も変わらないのが今の実態です。何が言いたいかというと、トップに立つ人とそうでない人は社会的にも全然違うということ。市を代表する人間とそうでない人間についても、もっと格差があってもいいと思います。一般職の給与が日本で、芦屋市のトップが下の方の給与ではおかしい。トップの人はそれなりの給与であって然るべきです。議員についても政務活動費や出張手当など、一般市民が見えない手当にはメスを入れるべきで本給自体は上げるべきだと思います。

会長) そこは日本人の真面目さ、奥ゆかしさかもしれません。トップの責任の重さから比べるともう少しもらってもという思いはありますが。私もいろんな友人と話をする機会がありますが、トップの責任の重さ、肉体的・知的な部分のしんどさはあると思います。先ほど言われたような意見もうかがいながら論議を進めていきたいと思います。

委員) 市長や議員は市民からの選挙で選ばれます。選挙管理委員会に話を聞きに行くと、報酬がいくら欲しいとかを言っている方はいますかと聞くと、誰もおられないということでした。ある面では奉仕の精神でやっておられると受け取りました。

会長) 今からは特別職の給料及び議員の報酬の具体的な額について審議したいと思います。事務局から本日提出された資料を参考に、平成19年4月に減額された率をどれだけ戻すかという方向で進めたいと思います。皆さんのご意見はいかがでしょうか。

(異議なし)

それではご意見をお願いします。例えばこういった形で審議していけばいいでしょうか。

事務局) 例えば参考までに、本日配布した表の見方として、今の給料月額は平成19年に22%削減されたものです。復興も道の半ば過ぎ、財政状況も中

盤に差し掛かったという背景とするのであれば、半ばあたりの10%・12%になります。仮にこの辺の給料月額もしくは地域手当との合計額を見ると、阪神間で3・4番手に位置することになります。どうしても額に対するご審議をいただく場合には均衡論が付いて回ることになりますので、参考に阪神間の資料を載せています。

会長) 本日の資料2に平成19年4月1日改正前の給料月額に対して2%刻みの減額率で試算した給料月額の表があり、改正前から22%を削減している。それを2%ずつ戻した場合、例えば10%まで戻すと給料月額が965,000円、地域手当を含めると1,061,500円、12%まで戻すと給料月額が943,000円、地域手当を含めると1,037,300円となるということですね。私自身も復興半ばとはいえ相当復興してきたという状況も鑑み、また尼崎市や伊丹市などと比較した上で意見をいただければと思います。

委員) 私もその辺りを見ていました。その水準であれば尼崎市や西宮市と変わらないレベルになります。特別職全員水準を上げたところでどれほどのお金が必要になるのかという、それほど変わらないと思います。トップは1人しかいませんし、何度も言いますが特別職の給料は安すぎると思っています。せめて他市と変わらないレベル、肩を並べるくらいにするべきだと思います。

委員) トップはできるだけ多い方がいいと思います。特に教育長については他市と比較すると低い水準になっています。一律の率で戻すのではなく、市長・副市長と別の率を教育長は適用してもいいと思います。

委員) 前提条件の確認をさせて欲しいと思います。資料1の表について、平成4年は条例本則でいうと1,072,000円。その後自主的なカットを繰り返し平成18年まで推移しています。そこから平成19年に本則自体を見直し836,000円に引き下げて今は同額で推移してきています。例えば今回10%・12%戻しのところまで引き上げた場合、その場合条例上のベースを引き上げることとするのか、それとも一時的な引き上げなのか、どちらでしょうか。また条例で金額を定めた場合、下げる事は今までもしてきているので市長の判断でできると思いますが、例えば上げる場合は今回のような審議会に諮らなければならないのでしょうか。

事務局) まず1点目の質問につきましては、ベースの金額を考えていただくことになります。これに何らかの事情の変化があり変更を加えなければならな

いは再度審議していただくこととなります。

委員) 下げの場合は審議会だけでいけるが、上げる時は条例改正が必要だということですか。

事務局) 上げる時も下げる時も条例改正になります。

委員) 今まで条例上1,072,000円から少しずつ減額になっていましたが、これらもすべて条例改正になっていたのですか。

事務局) 条例改正で減額率をかけて対応してきましたが、いよいよベースの額を改正する必要があるということで、条例改正の中身を変えたのが平成19年です。今回はベースの金額をいくらにするのかというご審議をいただいています。

参考までに過去からの経緯を踏まえれば、こういう段階的な減額をしてきたからということをもって、例えば2%刻みを早見表にすれば、どの水準が阪神間のどこに位置するかというのが分かりやすいのではないかとということで、本日の資料を用意させていただいています。我々が今回得たいと思っているのはベースになる金額です。

委員) 例えば来年もっと景気が良くなってきたからということで、もっと上げようということも、審議会を開けば可能だということですか。

事務局) 可能です。

委員) 今10%か12%かの水準に戻すことが決まったとしても、来年上げたいと思った時に、簡単に審議会を開いてできるのかどうかを確認したかったので、このような質問をしました。

事務局) 参考までに、毎年審議会を開いている自治体もあります。結果として据置きの方申をいただいたり、社会情勢の変化に対して均衡を取られたり、そういう方申を毎年出されているという例もあります。前回委員からの意見があったように、場合を定めて、例えばリーマンショックや天変地異のような事変があった際には見直すといった一行を方申に書き加えろとか、それは方申の作り方の部分で審議していただければいいと思います。

委員) 第1回の資料の15ページに、阪神7市特別職の給与月額と比較という表をもらっていますが、その中で伊丹市の減額期間が平成25年10月から平成26年9月までとなっています。現在減額期間は終了していますが、その後どうなったか確認したいと思います。私自身特別職の給料については、都市間の均衡が基本だと思っていますので、今の状況で比較したいと考えています。

- 事務局) 伊丹市の減額期間は終了していますので、現在元に戻っています。本日配布した資料には、減額措置が終了した後の額を提示しています。
- 委員) 分かりました。
- 委員) たしかに阪神間の都市部の比較は大事だと思いますが、各都市ともそれぞれ規模が違います。基本的には財政力であるとか、財政状況を見た上で特別職の給料がどうあるべきかを考えた方がいいと思います。
- 会長) 例えば尼崎市や伊丹市と比較した上で何か意見はありませんか。
- 委員) 第1回に配られた資料の20ページに芦屋市の財政状況の推移があります。経常収支比率については70、80%が好ましい状況ですが、芦屋市は100%近い数値になっています。基本的には市の財政状況を勘案して、それに見合うものでなければならぬと考えています。
- 会長) 財政状況も1つの参考指標とするべきだという意見でいいですか。
- 委員) そうです。
- 委員) 今地域手当が10%出ていますが、一般職の地域手当がどれだけ出ているかご存知ですか。今14%出ています。特別職が10%、教育長は一般職員ですが10%になっています。教育長は今一般職ですが今後特別職になるのでそのままの率を適用すればいいと思います。給料月額をどうするかということについては、各市の減額期間も終わりに近づいています。元に戻った時に芦屋市の給料と比較してどうなるのか横にらみをする事になると思います。その時の地域手当については、宝塚市が12%とか西宮市が0%とか出ていますが、一般職が14%支給されているのだから、特別職も14%にして全員が14%一律で支給されればいいと思います。そうすることで4%分引き上げられることとなりますので、今10%、12%という議論になっていますが、そこから4%分を引いた形で給料月額を決めたいと思います。
- 会長) 前回から22%引き下げられている中で、どこまで戻すかの議論をしていただいています。10%、12%を1つの目安として考えたかどうかと思いますがいかがでしょうか。
- 委員) 今22%になっているのは、震災もありいろいろな事情があってその額になっていると思います。震災復興についても道半ばという意見もありましたので、10%のカット分に戻すということも考え方の1つだと思います。ただ意見にもありましたが、そこに財政力等の指数も阪神間でどれくらいかということも見て、また人口的には伊丹市に近いので、その辺の状

況なども勘案した上で総合的に判断すればいいと思います。

委員) 私はみなさんが言われている10%まで戻すくらいがいいと思います。

委員) 私は12%まで戻すくらいが妥当だと思います。

委員) 私は明言できません。

委員) 私も改正前の10%という意見です。ただ地域手当について一般職が14%で特別職が10%ということですが、地域手当は職種によって変わるものではないと思いますので、どちらかに統一すべきだと思います。例えば地域手当を10%から14%に変えた上で、改正前の額を調整してもいいと思います。

会長) 地域手当の考え方について何か説明していただけますか。

事務局) 地域手当の考え方ですが、そもそもは人事院が一般職の国家公務員に対して指定した率になります。地域手当も国家公務員に準拠するというところで、人事院勧告どおりでいうと芦屋市は15%の地域に指定されていますが、財政状況等を勘案して14%にしています。つまりそこには特別職は対象になっていないということです。ただ旧来の制度でいうと調整手当の話がありましたように、各市とも特別職のグロスの収入の中に調整手当の10%を加えていたという過去からの経過を踏まえて、地域手当に置き換えている市がたくさんあります。地域手当という名称を使っているものの、特別職は人事院勧告の対象ではありませんので、そこは手当をなしにして、その金額をそのまま本給部分に乗せ換えるということも、この審議会でご審議いただければと思います。もう1点として、人事院勧告は毎年出ますので、地域手当が変わるたびに毎年変更しなければならなくなりますので、本市の場合は10%でいこうということを決めた経過もあります。

委員) 特別職について人事院勧告の対象ではないことを初めて知りました。過去の経過からすると、調整手当や地域手当といったいろんな名目で調整してきたと思いますが、一律本給部分で出すのがいいと思います。

会長) 事務局としては本給部分だけにするというのも可能なのですか。

事務局) 可能です。

委員) 地域手当として人事院勧告と連動するのであれば出せばいいと思いますが、一般職と同じような形で連動させることができないのであれば西宮市のように廃止して一律本給として支給する方がいいと思います。

委員) 前回の審議会は平成18年に開催されており、5回の審議を経て市長の給料が836,000円になっています。今行政改革もやっており、先ほ

ど道半ばという意見もありましたが、具体的な目標に対して7合目くらいのところまで来ているという感覚です。18年の審議会で減額したまま今7合目くらいまで来ていますので、10%か11%か、その辺迷いながら自分で資料を作ってきました。地域手当でいうと、一般市民の意見としては一般職が14%支給されているということです。しかも芦屋は生活費が高いということでこの率に設定されています。ただ職員の7割は芦屋市外に住んでいて生活費の安いところに住んでいるにもかかわらず、地域手当が1番高い率で支給されていることについては市民感情があると思います。

委員) 地域手当については最高15%支給することができる地域になっていますが、14%の支給になっています。

事務局) 全国でいうと東京が最高の18%の支給を受けています。今回の人事院勧告では20%となっています。級地が定められていまして、それぞれの級地ごとに率が決められています。

会長) そういう市民感情はいろいろあるものの、ただ365日のうち半分は芦屋で過ごしているということもあります。今地域手当についていろいろ意見が出ましたが、これについては一本にすべきだという考えでしょうか。

委員) 地域手当を支給するのであれば一般職と合わせるべきだと思います。

委員) 市長・副市長・教育長・議員、それぞれの貢献度からすれば、もっと報酬を高くしてもよいのではないかという思いはありますが、まだまだ芦屋の財政も復興半ば、完全に戻すことは差し控えて10%ということに賛成したいと思います。ちなみに地域手当が本給から切り離されていることが議論されていますが、これを一本化することになると退職手当に響いてきます。地域手当とセットにするだけで退職手当が約220万円上がることになります。

委員) 正直なところ特別職の報酬を考えるのは難しい。企業の方は会社の業績によって変更することができますが、地方公共団体にとって成績は出ません。逆にこれをやったからということで評価もされません。だからこそ阪神間の均衡論ではないかなと思います。地域手当については非常に悩むところですが、本来特別職は支給対象外になっていますが、地域手当を支給している自治体が阪神間で7市中4市あります。7市はそれぞれの経過を持たれています。芦屋もおそらく職員が出すのであれば出すべきだという経過があるのだと思います。地域手当については、先ほどの話を聞く限り、一律本給としてしまうと退職手当にはね返ることになりますので、地域手

当は残した方がいいと思います。

委 員) 退職手当の支給率を下げるという方法は可能でしょうか。

事務局) 可能です。

委 員) 退職手当は他市でもカットをしていたり、退職手当そのものがいらぬとか、いろいろ言われている首長の方がいます。そういう意味では退職手当の支給率の部分で少し勘案すればいいと思います。私の意見としては、地域手当をつけるのであれば14%、14%にしないのであれば本給部分に上乘せをするという考えです。退職手当は何期やっても4年ごとに支給されます。この部分については一般社会からすれば理解が得にくいものであると思います。

委 員) ちなみに退職手当は一度大きく下げられています。以前支給率が60/100であったものが今48/100になっています。

会 長) この部分についてはどうすればいいでしょうか。

事務局) どちらの決定でも可能です。今の話を総合すると、地域手当の取り扱いは分かりにくいということで、市長等特別職の給料については一本化しよう、グロスでいこうと。ただそれをすれば退職手当に影響があるという話が出ましたので、この退職手当については220万円相当の増額分を支給率で調整する。そういったテクニックは可能です。

会 長) そういったことも審議会で決定してもいいということですか。

事務局) 決定してもいいです。ただ地域手当について分かりにくいというのは明快な意見だと思います。それと地域手当を職員と連動させるという話については、本来対象になっていない特別職も一般職員と連動させるという意見もありましたが、これが決定事項となると今後の運営が難しくなります。人事院勧告については毎年出ますので、その変動と合わせて特別職も毎年変動させるのかということところです。

会 長) 今の事務局の説明を聞いた上で特別職の給料をどうするか。率としては10%か12%が意見として多かったと思います。市長・副市長・教育長それぞれ別の率を出す形もありますが、率については同じでも構わないでしょうか。

事務局) 教育長だけは少し低いという意見もありました。

委 員) 同率にすれば他市との比較ではどうですか。

事務局) 市長・副市長は3番手。教育長は4番手。それくらいの差になります。

委 員) それくらいの差であれば一律でも構いません。

- 会 長) それでは改正前から10%か12%に戻すということで、その中で意見と賛否をもらえればと思います。
- 委 員) 私は改正前の10%に戻す考えです。
- 委 員) 私は一律10%なら10%で構いませんが、地域手当の話もありますので。
- 会 長) 今回はグロスの話でいいですか。
(異議なし)
- 会 長) それでは地域手当を廃止するということについてはいかがですか。
- 委 員) それでいいです。総額を1,061,500円にして、あとは退職手当の支給率を調整するというでいいと思います。
- 会 長) そういう意見が出ましたが、市長等特別職についてはそれでいいでしょうか。
(異議なし)
- 会 長) それでは市議会議員の報酬月額について、どういう考え方で進めていけばいいでしょうか。
- 事務局) 本市あるいは各市の考え方としましては、市政運営は市長1人ではできませんので、議員のご理解御協力があってこそなっています。だから上げる場合も下げる場合も水準を連動させているというのが大半のやり方です。今回議員についても平成19年の改正前の報酬月額に対する1%刻みの減額率で試算した表を資料として提示していますので、同じ考え方で道半ばという考え方が使えるのであればその数字を見ていただき、あとは阪神間との均衡を見て決定していただければいいかと思います。仮に同じ考え方でいいということになれば5・6%のあたりになりまして阪神間の3・4番手の金額になります。今回市長等については3番手にしたのだから、議員も3番手にするという考え方が多数を占めるのであれば、そのポイントでも構わないと思います。
- 会 長) 議長・副議長・議員の報酬月額について、今回市長・副市長・教育長については10%の水準に戻したという考え方の中で、ある程度その水準に合わせるとすれば5・6%の水準になり、これが阪神間で3番手くらい水準になります。半分まで戻すということであれば5%になります。
- 委 員) 同じ率に戻すということであれば5%だと思います。
- 会 長) 同じ水準に戻すということで、5%でいかがでしょうか。
(異議なし)

- 会 長) 議長・副議長・議員の報酬月額については5%を戻した額に決定します。
- それでは審議会の答申としては、平成19年の改正前の額に対して、市長は10%、副市長は10%、教育長は10%、議長は5%、副議長は5%、議員は5%の減額率により算出した額とすることとしますが、いかがでしょうか。
- (異議なし)
- 会 長) それでは、この額で決定します。
- 事務局は、これまでの議論と結論を踏まえた上で、たたき台として答申案を作成してください。それを次回審議します。
- 会 長) 続いて、退職手当についての審議に入ります。退職手当の額についての意見書を出さなければなりませんので、退職手当についても現行から改定するのか、しないのか、の方向付けがまず必要になってくるかと思われま
- す。
- 事務局に確認しますが、退職手当については、どの点を議論すればいいのですか。
- 事務局) ただいまご審議をいただきました特別職の給料月額に対して、4年間の任期になりますので48月の在職月数に一定率を乗じたものが退職手当の金額になります。ただ今回給料月額の中に地域手当相当分を入れてありますので、その分退職手当は自動的に引き上がることにこの段階ではなっています。調整ができるとすると、各市の状況を見る中では、在職月数の後の乗率についてはばらつきがありますので、この乗率で調整を行うという手段が1つ考えられます。ちなみに芦屋市の状況ですが、平成19年の改正前は給料月額1,072,000円に対して、在職月数の48月に0.6を掛けた3,000万円程度の退職手当になっていますが、現行は減額された給料月額836,000円に在職月数48月と、減らされた乗率である0.48を掛けて約2,000万円の額が現行の水準となっています。阪神間の水準ですが、金額についてはばらつきがあります。西宮市の3,000円弱から尼崎市では現市長の政策的判断から手当計算そのものの考え方を変えています。これについては将来の市長を拘束するものではなく、私はということでされています。また大阪市長もそういうやり方をされています。
- 会 長) そこはイレギュラーな考え方ということですね。では今回議論するにあたり、どのように進めていけばいいでしょうか。

事務局) 市長を参考に説明させていただきますと、今回給料月額について836,000円から1,061,500円になっています。これを今の数式に当てはめると、24,456,960円になりまして、この金額になると西宮市の次に高い水準になります。給与は地域手当を含めたグロスになりますが退職手当については給料月額のみで計算されていまして、仮に地域手当を加えない形で計算しますと22,233,600円になります。この金額になるように乗率を調整するという手法も考え方の1つです。

委員) 他市では0.41とか0.49とかばらつきがあるので、それで調整するということですか。

事務局) そういうことです。

会長) 給料月額だけを見るとあまり高くないが、退職手当の額と、これを4年ごとにもらえるということを知ると、大きな額だと思います。

委員) たしかに市民感覚としては4年ごとにこの金額というのはあります。

会長) 年俸部分はしっかりもらっていただいていると思いますが、4年の任期ごとにもらえるということになれば、2,400万円というのは少し大きいという感覚はあります。

委員) 関係ない話になるかもしれませんが、給料でもらうよりも退職手当でもらった方が税金的には手取りが増えます。

委員) 以前はそうでしたが、今では(所得税法の改正もあり)4年の任期では退職所得として受け取る恩恵がほとんどなくなっています。

委員) 社会通念的には他市との整合性を考える必要があり、市民感覚としては率がどうこうではなく、退職手当の総額が他市と比較してどうかというところを気にするので、とりあえずは総額2,000万円を超えたところくらい、先ほど言われていた2,200万円程度の額に対して給料月額で割り戻した率を適用すればいいと思います。

委員) 改正前からの減額率10%の給料月額965,000円のところの退職手当額の22,233,600円をキープしようとして乗率を計算すれば、0.48が0.436になります。ちなみにこれはどの時点の給料月額に掛けるのでしょうか。

事務局) 退職時点での給料月額になります。ちなみに今回の答申をいただき市長が議案を調整されて議案を上程される際に、おそらく施行期日を変更されると思います。新しい市長からこの額を適用できるようにという形です。これは必ずこのようになるということではありませんが、普通為政者の方

はそのようにされます。我々のように3月31日に退職するばかりではなく、任期と選挙がありますので、任期の始めに新しい適用となるように議案を作られるのではないかと思います。これは議員についても同じだと思います。

委員) 率についてですが、改正前からの減額率10%の給料月額に地域手当分が含まれているため、それが含まれていないような額にしましょう。それでいうと先ほどの0.436でいいと思います。

事務局) それであれば0.43か0.44か、いずれかになります。

委員) 端数処理については小数点第3位を切り捨てればいいと思います。

会長) 先ほど委員から乗率の提案がありましたが、0.43という案についていかがでしょうか。

(異議なし)

会長) それでは決定させていただきます。事務局はその形で意見書を作成してください。今日決められたことについて事務局は全体に確認していただけますでしょうか。

事務局) 市長・副市長・教育長の額ですが、平成19年4月に改正する前の給料月額に対して10%削減する額に戻す数字にします。またそれぞれ地域手当については廃止した上で地域手当分を含んだ給料月額を今後の額に決定します。議長・副議長・議員につきましては、平成19年6月に改正する前の報酬月額に対して5%削減する額に戻す数字とします。退職手当の意見書の中身については、市長・副市長・教育長の給料月額に対して、地域手当込みの分で計算した額分を率を引き落とした率とします。

委員) 計算すると、市長が0.4363、副市長が0.2636、教育長が0.1818になります。

委員) 率については小数点第4位の数字が出ていますが、他市をみると小数点第2位になっているように思いますので、今回も第2位までということでもいいですか。

事務局) 他市の取り扱いを調べまして、それに合わせておきます。

会長) 事務局にお願いしますが、審議会の議論、結論を踏まえつつ意見書のたたき台を作成してください。次回の審議会で審議し、決定していきたいと思えます。

(6) 次回審議会日程の確認

会 長) 次回は11月29日(土)午後1時からとなっておりますので、改めて確認をお願いします。後日、事務局から開催通知を送付いたします。

次回の審議会にて、事務局が作成した答申案をたたき台として審議し、この審議会の答申を決定したいと思います。

4 その他

会 長) 他に、事務局から連絡事項等がありますか。

事務局) 特にございません。

会 長) それでは、本日は、これで閉会といたします。ご苦勞様でした。勞様でした。